

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市建設部 河川水路課	
許 認 可 等 名	法定外公共物の占用等の許可	
根 拠 法 令	徳島市法定外公共物管理条例	
根 拠 条 項	第4条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5308)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 次の行為をしようとする者から、占用等の許可の申請があった場合は、管理上支障のない範囲で許可する。</p> <p>(1) 法定外公共物の敷地（上空及び地下を含む。）を占有すること。</p> <p>(2) 法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。</p> <p>(3) 法定外公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。</p> <p>(4) 法定外公共物の敷地内において土砂その他の産出物を採取すること。</p> <p>(5) 流水を占有すること。ただし、かんがいの用その他公共の用に供する場合を除く。</p> <p>2 「管理上支障のある場合」とは、法定外公共物を占有等することによって、交通に支障をきたすとき、流水の妨げとなるとき等である。</p> <p>3 1の(4)中「土石その他の産出物」とは、土砂、砂、砂利、栗石、青石等建築材として使用できるもの、庭石として市場価値の認められるもの等をいう。</p> <p>4 1の(5)中「その他公共の用に供する場合」とは、消火活動のための流水の占有等で緊急性があるとき等をいう。</p>
	参 考 事 項	管理上必要な条件を付することができる。 (第4条第2項)
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 14日（休日を除く）
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（平成 年 月 日最終変更）

審查基準

基 準